

お問い合わせ 市役所保険課 ☎62-1118
または各支所市民生活課

口座振替なら納め忘れがありません

毎月自動的に引き落とされ、納付のたびに金融機関や郵便局まで行く必要がないので、とても便利です。振替日は、翌月の末日になります。手続きは金融機関や郵便局にある「口座振替納付申出書」に必要事項を記入するだけです。申出書は保険料納付書にも綴られています。

学生納付特例制度

学生納付特例制度とは、大学・専門学校等の学生で本人の前年所得が118万円以下である場合、申請をして承認を受けると在学期間中の保険料が後払いできる制度です。（夜間部、通信制、定時制に在学の学生も対象となりました。）

手続きには、学生証または在学証明書、印鑑を持参してください。

こんな時は年金の請求を市で行います

- ・加入期間の全てが第1号被保険者の期間である人が老齢基礎年金を請求する場合
- ・第1号被保険者期間中や20歳前に初診日のある人が障害基礎年金を請求する場合
- ・第1号被保険者期間中に死亡した場合

どうしても保険料を納められないとき(申請手続を)

(全額・半額免除)

1. 前年の所得(収入)が少なく、保険料を納めることが困難な場合
2. 障害者または寡婦であって前年の所得が125万円以下の場合
3. 生活保護法による生活扶助以外の扶助を受けている場合

(若年者納付猶予制度)

30歳未満の方で、就職が困難あるいは失業などにより収入が少なく、保険料の納付が困難なときは、前年の所得審査により保険料の納付が猶予される制度があります。

第1号被保険者は独自給付として次の給付があります

付加年金 付加保険料(月額400円)を納めた人は、納付月数×200円が老齢基礎年金に加算されます。

寡婦年金 老齢基礎年金を受けず、死亡したとき(25年以上納付)が死亡したとき、10年以上婚姻関係のあった妻に60歳から65歳になるまで、夫が受けるはずだった年金額の4分の3が支給されます。

死亡一時金 保険料を3年以上納めた人が何の年金も受けずに亡くなったとき、遺族に保険料納付月数によって12万から32万まで支給されます。

保険料は13,860円

保険料は、1ヵ月13,860円、付加保険料は1ヵ月400円です。

保険料の納め忘れはありませんか

国民年金保険料の納め忘れがありますと思われ病気やケガで障害者になったり、一家の働き手を失った時など、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられなくなる場合があります。

また将来、老後の生活の支えとなる老齢基礎年金の額が少なくなったり、受けられなくなったりします。なお、平成17年度分の保険料は4月末日が納期限です。保険料の納め忘れがないか今一度確かめてください。

納付はお得な前納で

保険料は1年分または6ヵ月分まとめて前納(4月中に納付)することもできます。前納すると納め忘れがなく、保険料も割り引かれ大変お得です。

平成18年4月中に前納した場合

区分	定額保険料	定額+付加
月額	13,860円	14,260円
年額	166,320円	171,120円
全期前納	163,370円	168,170円
半期前納	82,480円	84,880円

あなたのために、みんなのために

年金は世代と世代の助け合い

学生も20歳になったら年金加入

国民年金は、厚生年金・船員保険・共済組合などの被用者保険に加入することのできない農業、漁業、商業などの自営業の人、サービス業、自由業などの人とその家族のための年金制度で、20歳以上の学生の皆さんも加入が義務づけられています。

第3号被保険者は届出が大事です



明日を支える国民年金制度

わが国は世界一の長寿国であるとともに、急速に高齢化が進んでいます。なかでも秋田県は県人口に占める65歳以上の人口割合が高く、全国でもトップクラスにあります。言い換えれば「老後の時間の長い社会」になりつつあるということです。老後を豊かなものにするためには、生活そのものが安定していることが必要です。そのため国民年金は大きな役割を担っています。

また、誰もが健康でそして豊か

な老後を送るために、国民年金制度をますます安定したものにしていかなければなりません。年金は、被保険者(現役世代)が受給者(かつての現役世代)を助け、その現役世代が年をとったとき、その次の世代が支えていくというように、世代と世代の助け合いで成り立っている制度です。

国民年金には必ず加入しなければならぬ人が決められていて、日本国内に住所のある20歳以上60歳未満の人で、保険料を納める方法の違いによって下の3種類に分かれます。

第1号被保険者

農林漁業者・自営業者
学生・フリーター等

保険料は月額13,860円納めます

第2号被保険者

サラリーマンやOL、公務員等
厚生年金・共済年金加入者

保険料は給料から天引き

第3号被保険者

厚生年金・共済年金加入者(第2号被保険者)に扶養されている配偶者

保険料は配偶者の加入制度で負担します

第3号被保険者は、自ら保険料を納める必要はありませんが、届出が必要で、届出が遅れたり、怠つたりしますと、将来年金が受けられなくなる場合もあります。

配偶者の扶養になった届出は配偶者の事業所を経由しますが、次のような場合は市役所年金担当の窓口へおいでください。

- ・パート収入が増えて扶養からはずれたとき
- ・配偶者が会社を定年退職したとき
- ・配偶者が会社を辞めて自営業になったとき
- ・配偶者と死別したとき
- ・離婚したとき